令和８年（フ）第７９９号
川崎市麻生区東百合丘３丁目１番14―102号
債務者　内田　規恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３６号
川崎市川崎区浅田２丁目12番８号　カーサアリエッタ浅田　102
債務者　木村　英徳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８４８号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目14番10号　クローバーコート川崎　Ｄ―２
債務者　相馬千鶴子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
富山県高岡市下牧野377番地　ディアス下牧野Ｂ棟205号
債務者　磯野　めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４０号
長野市大字大豆島5906番地　ハイツサンリバー105
債務者　村崎　光春
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
長野県飯山市大字静間2769番地５
債務者　藤川　智也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１４号
長野県千曲市大字杭瀬下456番地３　コージーハウス101、前住所長野県長野市大字北長池350番地　朝陽団地Ｄ棟507
債務者　大島登志雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１５号
長野県千曲市大字杭瀬下456番地３　コージーハウス101、前住所長野県長野市大字北長池350番地　朝陽団地Ｄ棟507
債務者　大島　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５２号
長野県上伊那郡南箕輪村1629番地199　アルプスの見える丘　104号室
債務者　山田　優花
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３２８号
岐阜県瑞穂市美江寺960番地１
債務者　市川ベルナディータことＩＣＨＩＫＡＷＡ　ＢＥＲＮＡＤＩＴＡ　ＱＵＩＲＯＧＡ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２０号
岐阜県羽島市福寿町間島４丁目11番地（中沼ビル303号室）、前住所岐阜県羽島市正木町曲利985番地（メゾンドボヌールⅠ　203号室）
債務者　藤井　明子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５９号
静岡県御前崎市池新田5127番地の６　フォーブル長野Ｃ―103号
債務者　秋葉　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
三重県桑名市赤尾台三丁目１番地２
債務者　日置　友一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
三重県桑名市長島町浦安14―１　浦安寮Ｃ棟162号室、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井東４丁目２番14号　コンドミニアムリベロ坂井102
債務者　久保万里菜（旧姓大澤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２８１号
三重県四日市市河原田町2055番地４　Ｐ１―105、前住所三重県四日市市楠町小倉500番地１　シティハイツ小倉２―103
債務者　松谷　一安
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
滋賀県東近江市山路町320番地　プチメゾンサト　102号室
債務者　岩切　勇作
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部